

# 第1章 市税とそのゆくえ

## 那覇市の財政

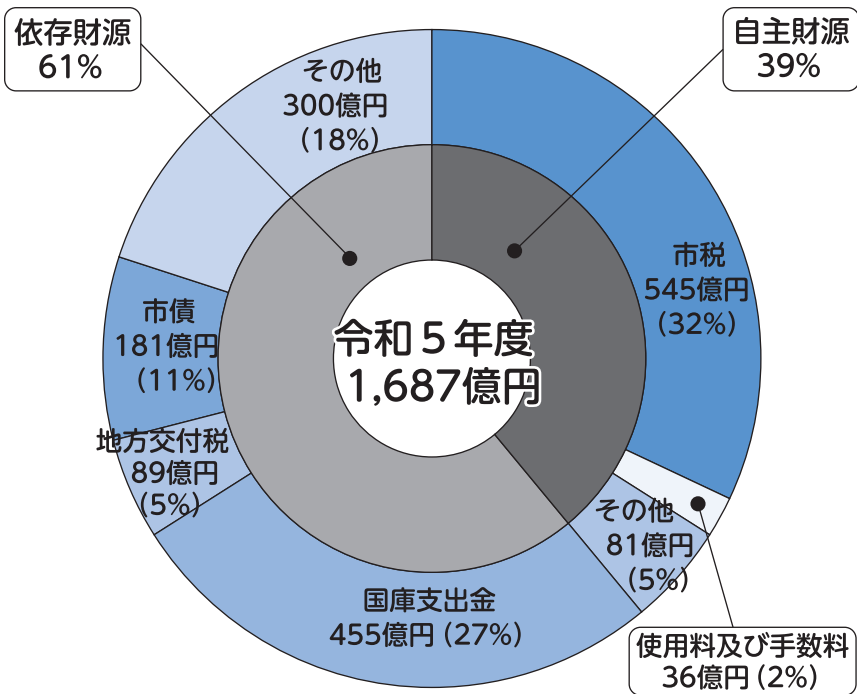
市役所は、児童や高齢者などの社会福祉をはじめ教育、ごみの収集処理、道路や公園の整備など市民一人一人が安全に、そして安心して生活を営むことができるようにいろいろなサービスを提供しています。

このためには、多くのお金が必要となり、その財源は市民の方に納めていただく市税のほかに、国から市に対して出される国庫支出金、国税の一部が配分される地方交付税、借金である市債などがあります。

令和5年度の一般会計当初予算は約1,687億円、このうち市税は約545億円で歳入の約32%を占める重要な財源となっています。

(令和5年度一般会計当初予算)

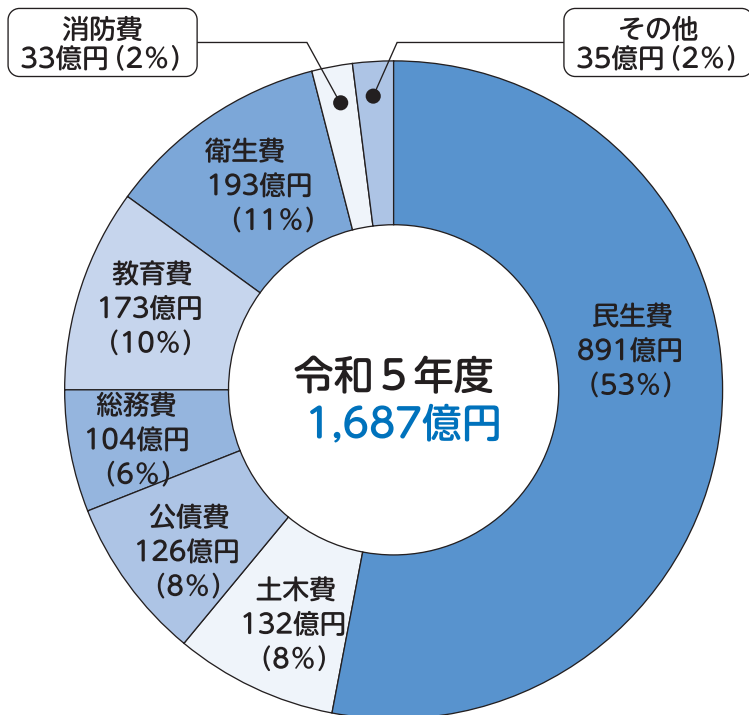
### 歳入（入ってくるお金）の内訳



**自主財源とは** 市が自主的に調達できる財源です。

**依存財源とは** 市が自主的に調達できない、国や県から配分された財源です。

## 歳出（使うお金）の内訳



### 民生費とは

福祉施設の運営、生活補助、児童・高齢者などのために使用されます。

### 土木費とは

道路・公園・市営住宅等の新設改良などのために使用されます。

### 公債費とは

国や金融機関など市債（借金）の返済に使われます。

### 総務費とは

広報・統計調査、市役所の運営などのために使用されます。

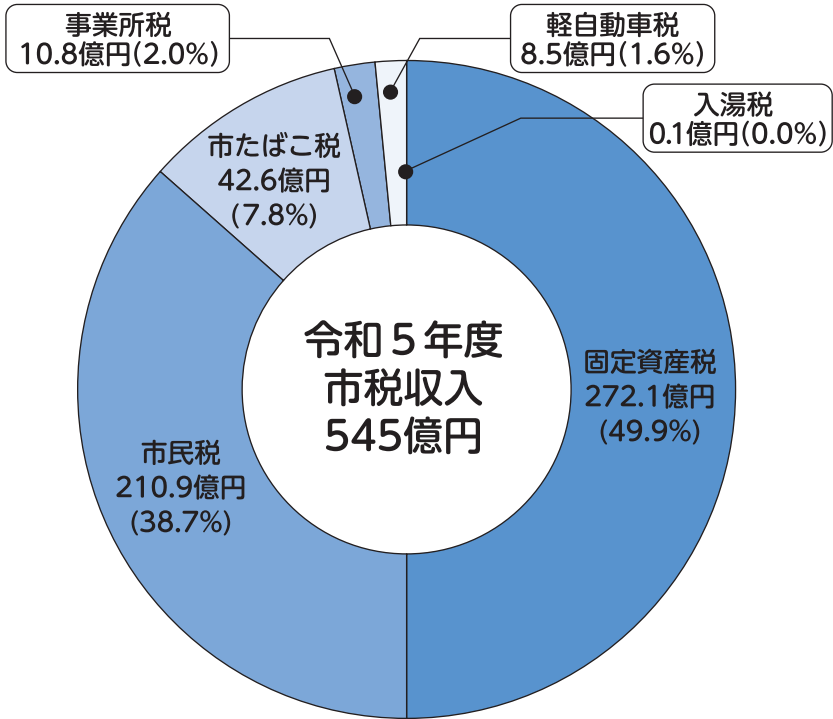
### 教育費とは

学校・幼稚園の運営、社会教育などのために使用されます。

### 衛生費とは

予防接種、ごみ処理などに使用されます。

## 市税収入の内訳



**172,746円**

市民の方に納めていただく市税額を市民1人当りに換算すると、この金額になります。

**534,568円**

一般会計当初予算額を市民1人当りに換算すると、この金額になります。

上記金額は、令和5年度一般会計当初予算額1,686億7,700万円のうちの市税予算額545億806万円、令和5年3月末現在の市の人口315,539人をもとに算出しています。

# 地方税法及び市税条例の一部改正のあらまし

税制改正の主要な改正点等については、次のとおりです。

税 目	改 正 内 容
軽自動車税	<p>●軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長・見直し</p> <p>軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)の重点化等を行った上で3年間延長する。具体的には、自家用乗用車では、適用対象を電気自動車等に限定し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に新車で新規登録した翌年度分の軽自動車税種別割が75%軽減となる。</p>
企画財務部 市民税課 軽自動車税 担当 (Tel.098- 862-9903)	<p>●特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応</p> <p>原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。</p>
固定資産税  企画財務部 資産税課 家屋担当 (Tel.098- 862-5320)	<p>●地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)</p> <p>・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設</p> <p>改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の3分の1に相当する額を減額する。</p> <p>【対象となるマンションの要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること</li> <li>②大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること</li> <li>③長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。</li> </ol>